

補助番号のご案内

同じ住居表示の建物が複数存在する場合、個々の建物を区別するためには、「住居番号」の表示と「表札」で他の建物と区別をしていただくことになりますが、申出により自分の建物に補助番号を付定することもできます。

○補助番号について

- ・補助番号は申請順に1から番号をつけます。希望の番号をつけることはできません。
- ・住所の表記は下記のとおりです。住民票にも同様に記載されます。

変更前 武蔵野市緑町2丁目2番28号

変更後 武蔵野市緑町2丁目2番28号 1 ※「1」の部分が補助番号

- ・一戸建ての建物を対象とします。集合住宅（アパート、マンション等）は対象外です。

○届出方法

届出できるかた	建物の居住者、所有者等
届出に必要なもの	・住居表示補助番号付定・廃止申請書（市HPからダウンロード可） ※既に複数世帯が居住している建物の場合、全ての世帯の方の住所が変更になるため、全ての世帯の代表者から署名をもらったうえで届出してください ・届出人の本人確認資料（免許証、保険証、社員証等）
受付窓口	市役所本庁舎1階 市民課 郵送での届出も可能です。ファクス、メールでの届出はできません。
届出後の流れ	届出後、市で現状の確認等を行い補助番号が決定します。補助番号の決定後、通知書及び補助番号のプレートを送付します。

○お住まいの建物に補助番号を付ける場合（関連手続）

武蔵野市に住民登録のある方がお住まいの建物について補助番号の付定（廃止）の届出をした場合は、住民票の住所も補助番号が付定（廃止）されます。その場合、下記の関連手続きが必要となります。事前に各関係機関にお問い合わせのうえ、市役所または市政センターにてお手続きください。

<必要な手続き例>

＊マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真つき）の券面記載事項変更手続

＊外国籍のかたは、在留カード・特別永住者証明書の住居地変更手続

＊国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童手当や医療証の住所変更・被保険者証の差替等

市役所以外でも、勤務先、金融機関、運転免許証、不動産登記、郵便局、電気・ガス・水道会社等の住所変更手続きが必要になる場合があります。

問い合わせ

武蔵野市市民課市民係 住居表示担当

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電話：0422-60-1839